令和2年不動産鑑定士試験の延期に伴う各種手続等について

令和2年6月25日 土地鑑定委員会事務局

令和2年不動産鑑定士試験の延期に伴う各種手続等については,以下のとおりです。

1 受験願書提出後の記入事項の変更

氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、令和2年不動産鑑定士試験受験案内(以下「受験案内」という。)14頁(3)「受験願書の提出後、記入事項に変更があった場合」にしたがって、土地鑑定委員会事務局(受験案内3頁に記載)まで変更届を提出してください。

なお、変更届の提出時期によっては郵送物が新住所に届かない場合があるため、 住所が変更となる場合は、速やかに郵便局に転居届を提出してください。変更届の 記載例は、国土交通省ホームページに掲載しております。

2 試験地の変更

短答式試験の試験地の変更は認められません。

論文式試験の試験地の変更は、遠隔地への転勤等やむを得ない事情がある場合に限り認めます。令和2年9月14日(月)までに土地鑑定委員会事務局(受験案内3頁に記載)まで変更届を提出してください。期日以降の変更は一切認められません。

なお、やむを得ない事情により申請がなされた場合においても、会場の関係等から試験地の変更を認めることができない場合があります。変更届の記載例は、国土 交通省ホームページに掲載しております。

3 受験票

短答式試験の受験票が令和2年7月20日(月)までに到着しない場合は、土地 鑑定委員会事務局(受験案内3頁に記載)までお問合せください。

なお、論文式試験の受験票に関しては、別途国土交通省ホームページに掲載致します。

4 試験の合格発表について

受験案内には令和2年不動産鑑定士試験の合格発表について、国土交通省(中央合同庁舎第3号館南玄関前掲示板)に掲示するとしておりましたが、国土交通省での掲示は行いません。国土交通省ホームページに掲載致します。

5 その他

今後、令和2年不動産鑑定士試験に係る情報については、適宜国土交通省ホームページにおいて公表する予定ですので御確認願います。

【国土交通省ホームページアドレス】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kanteishi/shiken.html

以上